警報発令時の対応について

智辯学園中学校・高等学校

(I)奈良県北部(五條・北部吉野)の五條市北部に「暴風、大雨、洪水」のいずれかの警報が発令されている場合

午前6時までに解除されたときは平常授業とする。

午前6時の段階で解除されていないときは、その日を臨時休業日とし、リモート授業(3コマ+HR)を行う。ただし、身の安全を守るような悪天候の場合には、リモート授業を中止する、コマ数を減らすなど状況に応じて対応する。

(2)学校は通常授業を行っているが、居住地域に「暴風、大雨、洪水」のいずれかの警報が発令されている場合

警報が解除されるまでは自宅待機とし、家庭学習とする。

警報が解除されても登校できない状況があるときには、その旨を学校に連絡し、遅れて登校するか家庭学習とする。その判断については保護者に一任する。

※通常授業を行っている場合には、リモート授業は行わない。

(3)その他の警報が発令されている場合

平常通り授業を行うが、地域の状況に応じて登校するか否かの判断は保護者が行う。登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡する。

(4)警報は発令されていないが、公共交通機関の運転が見合わせになった場合

通学に利用している公共交通機関が運転見合わせで、代替の交通機関によっても登校が困難な場合は自宅待機とする。また、午前9時までに遅延等を含め運転が再開された場合、もしくは、登校の手段がある場合は、十分に安全を確保するようにして登校する。ただし、午前9時以降も登校が困難な場合は、家庭学習日とし学校に連絡する。

公共交通機関が計画運休を発表しているときは、警報発令の有無にかかわらず、リモート授業に切り替える 可能性がある。

(5)その他

季節性インフルエンザなどによる学級閉鎖、臨時休業の場合もリモート授業を行う。